

日野都市計画地区計画の変更（日野市決定）

都市計画高幡鹿島台上地区地区計画を次のように変更する。

名 称		高幡鹿島台上地区地区計画
位 置 ※		日野市南平一丁目地内
面 積 ※		約 1. 7 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、民間開発による良好な住宅地が形成される地区であり、道路、公園等を適正に配置、整備するとともに、建築物の規制、誘導を推進し、緑豊かな自然環境に調和した潤いのある住環境の形成と、その維持・保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	低層の戸建住宅地としての均衡ある土地利用を図り、良好な住環境が損なわれないよう、その維持・保全を図る。 また、敷地内の緑化を積極的に推進し、緑豊かなまちづくりを目指す。
	地区施設の整備方針	道路及び公園等の一体的整備を図り、その機能が損なわれないように維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	低層の戸建住宅地として良好な住環境を維持・保全するために建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び形態又は意匠の制限を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	路上駐車のないよう、来客者等に必要な駐車場を、地区内に集合駐車場として確保する。

位 置		日野市南平一丁目地内									
面 積		約1.7ha									
地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考	名 称	幅 員	延 長	備 考		
	道 路	区画道路1号	8m	約150m	新 設	区画道路6号	6～21m	約30m	新 設		
		区画道路2号	4～21m	約160m	新 設	区画道路7号	4m	約10m	新 設		
		区画道路3号	4～21m	約160m	新 設	区画道路8号	4m	約10m	新 設		
		区画道路4号	6～20m	約40m	新 設	区画道路9号	4m	約20m	新 設		
		区画道路5号	6～19m	約30m	新 設						
	種 類	名 称		面 積			備 考				
	公 園	公 園		約460㎡			新 設				
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅（3戸以上の長屋を除く。） 2. 前号の建築物に附属するもの								
建築物の敷地面積の最低限度		165㎡									
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物または建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 （1）物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。 （2）自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。									

地区整備計画	建築物等に関する事項	
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、地盤面から 9 m、軒の高さは 7 mを超えないこととし、かつ、階数は地階を除き 2 以下とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	1.建築物の外壁及びこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け落ち着いた色調とする。 2.屋根は傾斜屋根とする。
	垣又はさくの構造の制限	道路、公園、に面する部分は、生け垣とする。ただし、この内側に設ける高さ 1 . 2 m以下の透視可能なフェンスはこの限りではない。

※は、知事同意事項

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：ゴミ収集方法の変更により、ダストボックスが廃止され戸別収集となることに伴い、廃棄物保管場所の必要がなくなったため、地区計画を変更する。